

平成30年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成30年1月19日

会 場 あたご館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月19日(金) 午後1時15分

2 開催場所 あたご館

3 出席委員数 26人
会 長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委 員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治	7番 五十嵐喜一
8番 小椋貴一郎	10番 齋藤 融	12番 星 利一
13番 平野 信行	15番 馬場 久男	16番 湯田 義三
17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久	19番 塩生 隆晴
20番 五十嵐久長	21番 大竹 実	22番 湯田 重行
23番 星 清次	24番 小野 孝	25番 月田 宏
26番 星 又エ門	27番 星 久光	28番 渡部 一男

4 欠席委員数 4人
4番 星 和孝 9番 渡部 昭雄 11番 目黒久一郎
14番 山内 敬

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農用地利用集積計画決定について
- 第6 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 第7 議案第4号 南会津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 五十嵐 小一郎

局長補佐兼係長
主 査
臨時事務補助員

渡 部 守 一
廣 野 由 美
大 竹 幸 子

7 会議の概要

開始時間を勘違いした委員が数名あり、開始時間を15分遅らせた。
審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行い、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

会 長 【会長挨拶】（要旨）

新年あけましておめでとうございます。

いよいよ7月から改正農業委員会法に基づき新しい農業委員会制度がスタートするわけですが、スムーズに移行できるよう皆様のご協力をお願いいたします。農業政策も大きく変わります。減反政策の廃止、7500円の直接支払い交付金がなくなり、農家の皆さんにとっては大変厳しい年になるのではないかと考えています。寒さが続いていて、積雪も多く予想されておりますので、事故等がないよう注意していただければと思います。

今年も皆様のご健勝ご活躍を祈念いたします。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

【日程第1】

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました委員は、4番 星和孝委員、9番 渡部昭雄委員、11番 目黒久一郎委員、14番 山内 敬委員、であります。

本日の出席委員数は26名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

議 長 【日程第2】

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、8番 小椋喜一郎委員、10番 斎藤 融委員、を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長 【日程第3】

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局（局長）（会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。）

議 長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長 【日程第4】
日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
番号1と2について、地区担当調査員の21番大竹 実委員から調査結果の説明をお願いします。

21番 21番の大竹です。
農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。譲渡人、〇〇さん、〇〇歳、会社員、〇〇〇〇さんにお勤めです。住所が□□□□□□□番地です。
譲受人は、●●●●さん、●●歳、農業です。住所が■●●●●●●●●●
です。
土地は□□□□□□□と□□□□□□□の2筆なんですけど、申請理由として・譲り渡し人は会社勤めでなかなか農業ができないということで、譲受人の●●●●さんの隣接地で、耕作していただけないかということで、お互いに了承を得て賃借権を設定したものです。●●●●さんは担い手農業者で大規模に農業経営をしていますので適切に管理していただければと思います。1月13日に、現場でお互いに問題がないことを確認いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

28番 渡部です。
今ほどの説明で、土地に対しては、建物を建てた分の貸借関係で、あと通路をつくったと。あと空いてる畑の分があるんですがそこは貸借関係がないということでしょうか。

21番 通路と建物の分だけです。隣の畑に関しては、前の総会で出た〇〇〇〇さんのほうが管理するということを確認しておりまして、畑については問題ないということをご理解いただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。番号1と2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号1と2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3について、地区担当調査員は4番 星 和孝委員ですが欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願いします。

事務局 (補佐) 担当の星委員が今回総会欠席ということで、調査書の提出が事前に行いましたので、その内容を報告させていただきます。

調査年月日、平成30年1月9日。申請人の双方に確認をとったということです。

譲り渡し人、□□□□□□番地 ○○○○○さん、○○歳。譲受人、■■■■■■■■ ●●●●●さん、●●歳。農業。土地の所在が、□□□□□□□、畑、113㎡。この土地を無償で贈与するという内容です。申請事由は、当該地は先代より●●●●氏宅で耕作をしていた。譲り渡し人の○○○○さんもその土地は●●●●氏の所有であるという解釈をしていた。今回それらを整理するために許可申請するものです。星和孝委員から最終意見として、●●●●さんは50a以上耕作しており、農地を適切に管理していただければと思われるので許可相当であるという報告をいただいております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。番号3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号3は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、番号4から16について審議いたします。担当調査委員が2名いますので、初めに斎藤融委員から調査結果の説明をお願いします。

10 番

10 番、斎藤 融です。

農地法第3条の申請について番号4から16の調査結果の報告をします。譲り渡し人が、〇〇〇〇さん、〇〇歳、昨年別の件で審議をしていただいた方なのですが、その後計画通り町を離れまして、現在は□□□□□□□にお住まいです。そのため、電話で1月13日の日にお話を伺いました。

許可を受けようとする土地の所在地ですが、すべて□□□□で、田が3筆、4,401㎡、畑が小さい面積で10筆ありまして合計1,159.42㎡です。

理由としましては、町を離れたために耕作管理ができないため、妹である譲受人の●●●●さんに無償で贈与し管理をしていただきたいということです。

現地ですが、12月と1月の大雪で現地確認ができなかったため地図で確認しました。本人も間違いがないということで確認をしてきました。譲受人については猪俣委員から報告をお願いしたいと思います。

議 長

次に18番、猪俣忠久委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

18 番

18 番、猪俣忠久です。

1月の5日に譲受人である●●●●さん、●●歳、住所は■●●●●■●●●●です。譲り渡し人との関係は、兄ということで間違いございません。今回の所有権移転なのですが、お互い元気なうちに所有権をはっきりさせておきたかった、というのがあるようです。●●●●さんは〇〇〇〇さんの妹ですが、滝原では主に自家用野菜を作っているわけですが、実家である〇〇〇〇さんの家の方では、とりあえず場所がよいところを、家庭菜園的に作りたいということでした。今現在も年に2回くらいの□□□□地区の共同作業には出ているということです。場所が離れてはいますが、トラクターや草刈り機械などありまして、体も元気ですので良好に管理していただけると思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

26 番

(星又エ門) 滝原から湯ノ花までは距離で何キロくらい有りますか。

18 番

車で30分くらいです。

議 長

畑がだいぶ散らばっているようなんですけど、大丈夫ですかね。

18 番

今回は、相続的な意味合いがありまして、不在地主のまま相続未登記に

ならないようにという思いもあるようで、共同作業なども含めて良好に管理していきたいということです。許可していただきますようお願いいたします。

議長 他に皆さんから何かございませんか

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。番号4から16について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号4から16は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

【日程第5】

議長 **日程第5**「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (廣野) 「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。
議案書の6ページをご覧ください。こちらは、1月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が12筆・13,730㎡で畑は0筆です。新規は、田が46筆・54,997㎡、畑が1筆・477㎡。計47筆、55,474㎡です。再設定と新規合わせて田が58筆・68,727㎡、畑が1筆・477㎡、合計が59筆、69,204㎡になります。

7ページから9ページまでは、利用権設定の一覧表になります。59筆中53筆が賃借権、6筆が使用貸借権となっております。使用貸借権については貸付人の希望ということです

議案書の番号49から59までの11筆は農地中間管理事業による利用権設定になります。農地の貸付を行う方が3名で、福島県農業振興公社が借受人となり農地中間管理権を取得するものです。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

【日程第6】

議 長 日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定
について、を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (廣野) 議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を説明
させていただきます。説明の前に申し訳ありませんが一覧の中で番号の見
出しが南郷となっておりますが番号の間違いですので、訂正のほうよろし
くお願いいたします。11ページについては、田島、伊南、南郷地域におけ
る配分計画になっております。番号1番と2番の7筆につきましては、配
分計画のみとなっております。湯田純さん他1名に配分するという計画案に
なっています。また、番号3番と4番の11筆については、先ほど議案第
2号でご審議いただきました、星幸和さん他2名により福島県農業振興公
社へ利用権設定した農地を、今度は(株)エーサービス他1名に配分する
計画になっております。事務局では、この農用地利用配分計画案は問題な
いと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上で
説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手
願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございま
せんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

【日程第7】

議 長 日程第7 議案第4号 南会津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (局長) それでは12ページをご覧ください。
議案第4号 南会津町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、提案します。

農業委員会等に関する法律の改正に基づく南会津町農業委員会の委員等の定数を定める条例の施行に伴い、農地利用最適化推進委員の手続き等について必要な事項を規定するため、農業委員会規則を定めるものです。

13ページから、規則の本文になります。12月議会で農業委員と推進委員の定数条例が定められました。それぞれ選任等に係る詳細について規則で規定しますが、農業委員の方は町の規則で、推進委員の方は農業委員会の規則で定めることになっておりますので、本日の提案となっております。(以下、条文ごとに説明する。)

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質問はございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました議事案件につきましては、すべて終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。

事務局 (局長) (資料に基づき説明する。)

議 長 何かご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 その他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局 (本日の新年会について)
(農業委員会表彰受賞祝賀会について)

局長) (農業委員等の募集スケジュールについて)

議 長 只今の説明に関して何かご質問ございませんか。

28 番 長野の区長から農業委員制度の通知が来たが内容がよくわからないと相談を受けたので、今後よく説明していただきたい。

事務局 (局長) 先日、新しい長野区長さんが来庁され、制度改正内容について説明をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

5 番 規則で推薦する団体の団体というのは、区長会のみか。農協とか共済組合とか、農事組合とかと考えればよいか。

事務局 (局長) はい。募集要項では町内に本拠地を置く 10 人以上の組織で、規約や構成員等を明示できる団体というように規定させていただきました。

議 長 他に、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。

職務代理者 慎重審議、ありがとうございました。
以上を持ちまして、平成 30 年第 1 回総会を閉じます。
ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 20 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 30 年 1 月 19 日

議 長

8 番

10 番